

「おおいたの食と農林水産業振興条例（仮称）案」
に対する県民意見の募集の結果について

平成21年3月13日

県議会では、平成21年2月2日から21年3月1日までの間、「おおいたの食と農林水産業振興条例（仮称）案」について、広く県民の皆様からご意見の募集を行いました。

現在、条例化に向けた作業を進めていますが、お寄せいただきましたご意見と、それに対する考え方を取りまとめましたので公表します。

なお、5人の県民の皆様から延べ12件の貴重なご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。

番号	項目	ご意見の概要	協議会の考え方
1	全体	条例の制定について異論はない。	条例案にご賛同いただきありがとうございます。
2	全体	条例が単なる行政言葉だけの羅列にすぎず、意味がないのではないか。	条例案では、食と農林水産業及び農山漁村の振興に関する施策を県民とともに推進するための効率的な体制の整備に努めるものとしております。
3	全体	条例に定める項目の内容、例えば、目的、基本理念、施策、方向性等などは、すでに県の施策として掲げられ推進されている。あえて条例化する効果はあるのか。	条例案では、県民に食と農林水産業・農山漁村の振興に関する基本的な理念や方向性を示し、県や市町村、農林水産業者及び関係団体、県民が負う責務や役割を定めております。 条例の制定により、食と農林水産業・農山漁村の振興について、広く県民に理解していただき、その取組を総合的かつ計画的に推進することで目的を達成することにつながると考えております。
4	第3条 第8条	若者が農林業に魅力を感じ、農林業で生活が安心してできる、即ち、農産物の価格の安定など具体的な施策が問われるものであって、効果のある具体策が欠如していることに問題がある。	条例案では、第3条において収益性の高い安定的な農林水産業経営の確立を基本理念に掲げ、第8条第5号において効率的かつ安定的な農林水産業経営の確立等に必要な施策を講ずること、第6号において農林水産業の担い手の育成と確保に必要な施策を講ずることとしています。

番号	項目	ご意見の概要	協議会の考え方
5	第3条 第8条	農水関係の収入は高齢社会になって特に減っている。県民あげて英知とアイデアを提言し多くの収入を計ることが先決である。	条例案では、第3条において収益性の高い安定的な農林水産業経営の確立を基本理念に掲げ、具体的には、第8条第5号において、効率的かつ安定的な農林水産業経営の確立等に必要な施策を講ずることとしています。
6	第3条 第8条	派遣切りで住む家に困っている人たちに空き家を提供して椎茸作りや水田、杉山の面倒をみてもらってはどうか。環境保護、里山の維持と保護に寄与できるのではないかと。	条例案では、第3条において農山漁村の自然環境の保全を含む多面的機能の発揮を基本理念に掲げ、第8条第8号において環境と調和のとれた農林水産業の推進に必要な施策を講ずること、第13号において農山漁村の振興を図るための施策を講ずることとしております。
7	第4条 第8条	地の利を生かす研究を重ねる、県民の消費をお互いに支援しあう、農林水産物の利用の開発を進めるといったことが遅れているのではないかと。若者定着が乏しいのもそんな面が欠けているのではないかと。	条例案では、第4条において県民が地産地消に努めることとし、第8条第2号において県が地産地消の推進に必要な施策を講ずることとしています。また、第8条第10号において新品種・新技術の開発、普及に必要な施策を講ずることとしております。
8	第8条	大分県にある膨大な資源である杉材とクヌギ材を生かして、キノコ栽培が実現できないかと。それには、栽培のマニュアル作り、販売等の多くの課題があり、組織的な検討を行い、事業リスクや採算性を見極めることが先決である。	条例案では、第8条第10号において新品種・新技術の開発、普及に必要な施策を講ずることとしております。
9	第8条	農林水産業の収益確保のために、海外輸出を積極的に図るべきである。	条例案では、第8条第4号において農林水産業の競争力強化、販路拡大等に必要な施策を講ずることとしております。
10	全体	農業を守っているのは農家であり農家の意見をもっとしっかり聞いてほしい。	施策を推進する際に、農林水産事業者の方々の意見が十分反映されるように努めたいと考えております。

番号	項目	ご意見の概要	協議会の考え方
11	第8条	農業を守るための施策として、食糧自給率を現在の40%から100%以上にして、輸出を行って200%になるようにしたらどうか。	条例案では、第8条第4号において農林水産業の競争力強化、販路拡大等に必要な施策を講ずることとしております。
12	第3条 第8条	地球温暖化が問題になっており、日本はかなり地球環境を悪くしている。農業はCO2を削減し、水資源を守り、地球環境を守っている。 農業が守らなければ、地球の水資源は守れず、洪水を引き起こし災害になる。 農業が果たす役割を強く認識してほしい。	条例案では、第3条において農山漁村の自然環境の保全を含む多面的機能の発揮を基本理念に掲げ、第8条第8号において環境と調和のとれた農林水産業の推進に必要な施策を講ずることとしております。

大分県議会事務局 政策調査課
電話 097-506-5033
電子メール a21000@pref.oita.lg.jp